




# クイズ「きんゆう道場」




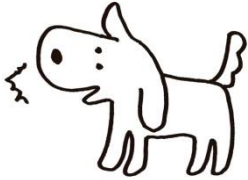
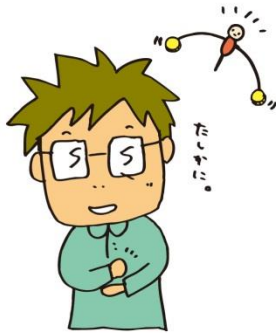
## (解答)

<p>第1問</p>	<p>詐欺被害などのトラブルに遭ったため、自治体の消費生活センターに相談したいけれど、連絡先が分からない。そんな時、どうしたらよいでしょう？</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 177番に電話する</li> <li>2. 117番に電話する</li> <li>3. 188番に電話する</li> </ol>	<p>(正解) 3.</p> <p>自治体の消費生活センターでは消費者からの相談を受け、トラブル解決のための助言をしたり、必要に応じて事業者のあっせんを無料で行ったりしています。トラブルに遭っても、あわてて被害救済をうたう業者に連絡せず、地元の消費生活センターに相談しましょう。連絡先が分からない場合は、消費者ホットライン「188(いやや)」番に電話してください。</p> <p>「くらし塾きんゆう塾」2017年春号 Vol. 40より出題)</p>
<p>第2問</p>	<p>学生生活を送るうえで、生活費が足りなくなつては困るので、奨学金は必要だと思ふ額よりも、多めに借りておくのがよい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 正しい</li> <li>2. 間違っている</li> </ol>	<p>(正解) 2.</p> <p>奨学金は住宅ローンなどと違い、借りる人の返済能力に関する審査がありません。そのためつい多く借りてしまいがちです。足りないと困るからと多めに借りておくと、学資に充てずに済んだお金を遊びに使ってしまい、返済負担がより重くなる可能性があります。もし足りなくなるようなら貸与額は在学中に変更ができるので、奨学金の金額は必要最低限に抑えたいものです。</p> <p>「くらし塾きんゆう塾」2017年秋号 Vol. 42より出題)</p>
<p>第3問</p>	<p>一般に、子どもを持つ世帯では、子どもの成長につれて民間の保険で備えることが必要な(死亡)保障額はどうかと考えられるでしょうか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 減る</li> <li>2. 増える</li> <li>3. 変わらない</li> </ol>	<p>(正解) 1.</p> <p>生命保険の死亡保証は、万一の場合にも遺された家族が経済的に困ることなく生活していけるように備えるものです。そのため、必要な保障額は自分のライフステージよつて変化します。</p> <p>シングル時代は、一般に遺族のためにお金を遺す必要がないので、死亡保障は不要だと考えられます。</p> <p>子どもが生まれたら、子どもが独立するまでの教育費や養育費を考えなければなりません。また、配偶者の生活費・老後資金も考える必要があります。一般的にこの必要保障額は、末子が誕生した直後が最も大き</p>



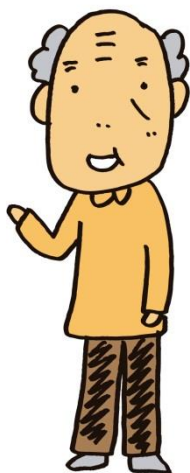
		<p>くなります。子どもが成長するにつれて備えるべき教育費も養育費も減っていくので、必要な保障額も徐々に小さくなっていきます。子どもが独立した後は教育費に備える必要がなく、子どもを養育するための生活費も考慮しなくてもよいので、大きな死亡保障は不要になります。</p> <p>「くらし塾きんゆう塾」2017年秋号 Vol. 42より出題)</p>
<p>第4問</p>	<p>仮想通貨と法定通貨（円やドルなど）、仮想通貨同士の交換などの業務（仮想通貨交換サービス）を行うためには、仮想通貨交換サービス業者としての登録を受けていることが必要です。では、仮想通貨の購入を勧められた場合に、相手がこの登録を受けているかどうかをどうやって確認すればよいでしょうか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「知るぽると」ホームページで確認する</li> <li>2. 金融庁のホームページで確認する</li> <li>3. 相手に直接聞いて確認する</li> </ol> 	<p>(正解) 2.</p> <p>日本では、仮想通貨の取引が適切に行われるよう、2017年4月に仮想通貨に関して法的な整備が行われました。まず、次の(1)～(3)の性質を持つ財産価値が仮想通貨に当たるとされています。</p> <p>(1) 不特定の者に対して、代金の支払いなどに使用でき、且つ、法定通貨（日本円や米国ドルなど）と相互に交換できる、(2) 電子的に記録され、移転できる、(3) 法定通貨または法定通貨建ての資産（プリペイドカードなど）ではない。</p> <p>そのうえで、仮想通貨と法定通貨または仮想通貨同士の交換や利用者の金銭・仮想通貨を管理する業務（仮想通貨交換サービス）を行うためには、金融庁の登録を受けることが必要となりました。したがって、業者などから仮想通貨の購入を勧められた場合には、相手が仮想通貨交換サービス業者としての登録を受けているかどうかを確認しましょう。仮想通貨交換サービス業者としての登録を受けているからといって必ずしも信頼できる相手とは限りませんが、登録を受けていない者は相手にしないことが詐欺に遭わないための鉄則です。なお、仮想通貨交換サービス業者としての登録および登録業者が取り扱う仮想通貨は、金融庁のホームページで確認することができます。</p> <p>「くらし塾きんゆう塾」2017年秋号 Vol. 42より出題)</p>

<p>第5問</p>	<p>長期の資産形成を行うために、つみたてNISAとiDeCoという税制優遇制度を利用する上で、両者のメリット・デメリットに大きな違いはない。</p> <p>1. 正しい 2. 間違っている</p> 	<p>(正解) 2.</p> <p>「iDeCo」は、老後資金を準備するための制度です。この制度を利用する場合、専用の口座を開いたうえで、60歳になるまで毎月一定額（最低5,000円で、上限額は各個人の働き方によって異なります）の掛金で定期預金や保険、投資信託を購入して運用します。そして、60歳以降に保有する金融商品を換金して、一時的または年金として受け取ります。</p> <p>「iDeCo」の魅力は、NISAや「つみたてNISA」よりも税制優遇が手厚いことにあります。運用益が非課税となるだけでなく、掛金全額が所得控除の対象となります。</p> <p>また、60歳以降に一時金、年金を受け取るときにも税金の優遇があるのです。つまり税制優遇のメリットを大きく受けながら老後資金を準備することができる仕組みです。ただ、「iDeCo」では、NISAや「つみたてNISA」と違って、60歳まで口座からお金を引き出せない点には注意が必要です。</p> <p>「暮らし塾きんゆう塾」2018年冬号 Vol. 43より出題)</p>
<p>第6問</p>	<p>Aさんの息子さんが、Aさんに成年後見人を設けることを家庭裁判所に申し立てるとします。このときAさんの同意は必要でしょうか？</p> <p>1. 必要である 2. 必要でない</p>	<p>(正解) 2.</p> <p>(法定後見制度では、) 本人の判断能力に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型があり、本人や親族などからの申立てによって、それぞれの類型に応じて家庭裁判所から選任された成年後見人、保佐人、補助人が、本人の保護者としてつきます。本人以外が申立てを行う場合、「後見」、「保佐」では本人の同意は不要です。</p> <p>「暮らし塾きんゆう塾」2017年夏号 Vol. 41より出題)</p>
<p>第7問</p>	<p>警察や銀行の業界団体などを名乗る複数の人物との電話のやり取りで、自分のクレジットカードが不正利用されたり、預金情報が漏えいしていることを知りました。そこで、電話の相手のアドバイス通りにキャッシュカードと暗証番号を更新することにしたところ、今度は銀行員を名乗る人物の訪問を受</p>	<p>(正解) 2.</p> <p>キャッシュカードの話題をきっかけに、言葉巧みに誘導され、個人情報や預金のある銀行口座、預金残高などを聞き出した後、今度は銀行員を名乗る者などが、キャッシュカードと暗証番号の更新のため自宅に訪問してきます。訪問者は、整ったスーツを着用し、に</p>

	<p>けて、暗証番号を聞かれました。この時の対応として、正しいものはどれでしょう？</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 名刺や身分証明証の提示を求めて、問題がないことを確認できれば、暗証番号を教える</li> <li>2. 銀行員が店舗外で電話で暗証番号をたずねることはないので、絶対に教えない</li> <li>3. 警察や銀行の業界団体とも電話で話しており、疑う余地はないので、暗証番号を教える</li> </ol> 	<p>せの名刺や身分証明書などをカードホルダーに入れて首からぶら下げるなど、きちんとした身なりで、準備された書類はきちんとした体裁をしています。最終的にはキャッシュカードを回収し、暗証番号を聞き出そうとしますが、銀行員が店舗外や電話で暗証番号をたずねることはありません。最低限、このことだけでも忘れずにおくと、これが最後の砦となって詐欺被害を回避できる可能性も高くなります。自宅への訪問者は弁護士、警察官、市職員などのパターンもあり、訪問されても疑う余地のない人物が設定されますが、これらの人物がキャッシュカードの暗証番号を聞き出すこともありえません。</p> <p>「くらし塾きんゆう塾」2018年冬号 Vol. 43 より出題)</p>
<p>第8問</p>	<p>クレジットカードの「リボ払い」は、月々の支払いが定額なので、カード支払残高が膨らんでしまう心配はない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 正しい</li> <li>2. 間違っている</li> </ol>	<p>(正解) 2.</p> <p>同じ残高ランク(例えば10万円未満)なら、毎月5,000円の支払いで買い物を続けることができます。これなら気軽に買い物ができると思ってしまうのですが、リボ払いの手数料は一般的に年率15%で計算されています。毎月のように買い物を繰り返していると、カード利用残高は増えてしまい、カードの支払い負担からなかなか逃れられません。また、どの買い物の支払いが終わったのかもわからなくなってしまいます。</p> <p>「くらし塾きんゆう塾」2017年夏号 Vol. 41 より出題)</p> 



<p>第9問</p>	<p>企業型や個人型の確定拠出年金を60歳以降に受け取る場合、いくつかの方法がありますが、税制優遇があるので、どの方法を選んだとしても税金の面では変わらない</p> <p>1. 正しい 2. 間違っている</p>	<p>(正解) 2.</p> <p>確定拠出年金を60歳以降に老齢給付金として受け取る方法は、大きく、 ①一時金として一括して受け取る、 ②年金として定期的に受け取る、 の2通りがあります。さらにプランにもよりますが、 ③①と②両方を組み合わせて受け取ることもできます。</p> <p>ところで、確定拠出年金では、3つの税制優遇があつて、受け取るときにも税金の優遇があることはご存知でしょうか。適用される税制は、受け取り方によって異なるため、①と②のどちらかを選択するかによって支払う税金も異なってきます。</p> <p>「くらし塾きんゆう塾」2018年春号 Vol. 44より出題)</p>
<p>第10問</p>	<p>公的年金は、65歳で請求せずに、66歳から70歳まで受け取り時期を繰り下げることによって、増額されます。それでは、70歳まで繰り下げた場合の増額率は次のうちどれでしょうか？</p> <p>1. 42.0% 2. 15.0% 3. 8.0%</p>	<p>(正解) 1.</p> <p>公的年金は65歳(支給開始年齢)になったら必ず請求して受け取りを始めるものと理解している人もいるかもしれませんが、決してそうではありません。65歳で請求せずに、66歳から70歳までの間に請求することによって受け取り時期を繰り下げることができます。これには、「おや?受給期間を短くして何のメリットがあるのだろうか」と思われるかもしれませんがね。公的年金は終身保険ですから、こうした疑問を持つのも当然です。もっとも、現行の制度では、65歳ではなく66歳から70歳までの間で請求をするならば、その請求時点に応じて年金額が増額されるのです。例えば受給開始を5年間遅らせて70歳から年金を受け取る場合だと、年間の受給額を42%もアップさせることができます。老後の収入を増やす方法として、とても有効な手段であるといえます。</p> <p>「くらし塾きんゆう塾」2018年春号 Vol. 44より出題)</p>



■大分県金融広報委員会では、生活設計・年金・税金・金融商品等に関する講演会や、児童・生徒の金融・金銭教育などに、専門家を派遣しています。地域での集まりや学校、PTA、各種団体研修会などにもご利用いただけます。講師謝礼や交通費は無料です。下記事務局までお気軽にお電話下さい。

■また、気の合った友人と金融や生活設計等について学ぶ「金融学習グループ」制度もあります。15人以上集まればつくることができ、学習会（年6回以上開催）には専門家を講師として派遣します。期間は1年ですが、ご希望により3年間延長が可能です。是非、あなたの生活に身近なテーマについて学んでみませんか。

テーマ例：年金、生命保険、介護保険、税金、確定申告、住宅ローン、相続、贈与、遺言、成年後見制度、老後の生活設計、エンディングノート、各種金融商品、株式、投資信託、金利と利回り、クーリングオフ、悪質商法、詐欺商法 等

## 大分県金融広報委員会

【事務局】大分市長浜町2-13-20

日本銀行大分支店内

TEL. 097-533-9116

FAX. 097-538-7085

# 知るぽると

大分県金融広報委員会

<http://www.money-oita.com>

